

違反簡易広告物除却活動 マニュアル



地域力で創る輝きの都市^{まち}

美しい自然、祭りの映える街並みなど、高崎らしい景観をまもっていくため

景観・広告ボランティアを募集しています！

はじめに・・・

屋外広告物は、私たちの身近な情報源として大きな役割を果たすと共に、まちのにぎわいや活気をもたらしています。しかし、道路上の電柱や街灯柱などに表示された「はり紙」、「はり札」などは、まちの景観を著しく損なうばかりか、車両や歩行者の安全を脅かすことにもなります。

これらの違反簡易広告物は、違反者を特定することが難しく、また大量に表示されるため、その是正は行政だけで行うには限界があるのが現状です。

景観行政団体である高崎市は、「高崎市景観計画」策定の目的として、「暮らしの基調となる日常的景観を大切にすること」、また、「市民自ら考え行動する景観まちづくりを推進すること」を掲げております。そこで、本市は、景観計画と屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき、条例に違反したはり紙などの簡易広告物を市民の皆様が自主的に除却していただけるよう、高崎市違反簡易広告物除却活動団体設置要綱を定めました。

本マニュアルでは、実際の活動の方法等をわかりやすくまとめましたので、多くの市民の皆様が活用し、景観まちづくりにご参加くださいますようお願い申し上げます。

目 次

1 違反簡易広告物を除却する

景観・広告ボランティア活動…………… p.1

景観・広告ボランティアとは

景観・広告ボランティアとして活動するためには

2 違反簡易広告物の除却

～除却できる広告物と除却できない広告物～…………… p.2

違反簡易広告物とは

(1) 除却できる広告物

(2) 除却できない広告物

除却対象簡易広告物の事例

3 景観・広告ボランティア活動の手順…………… p.8

除却活動の流れ

景観・広告ボランティア活動を行うにあたって

除却に使用する道具

トラブルの回避について

資 料

「除却活動事前連絡書」記入例…………… p.11

「除却活動実績報告書」記入例…………… p.12

1

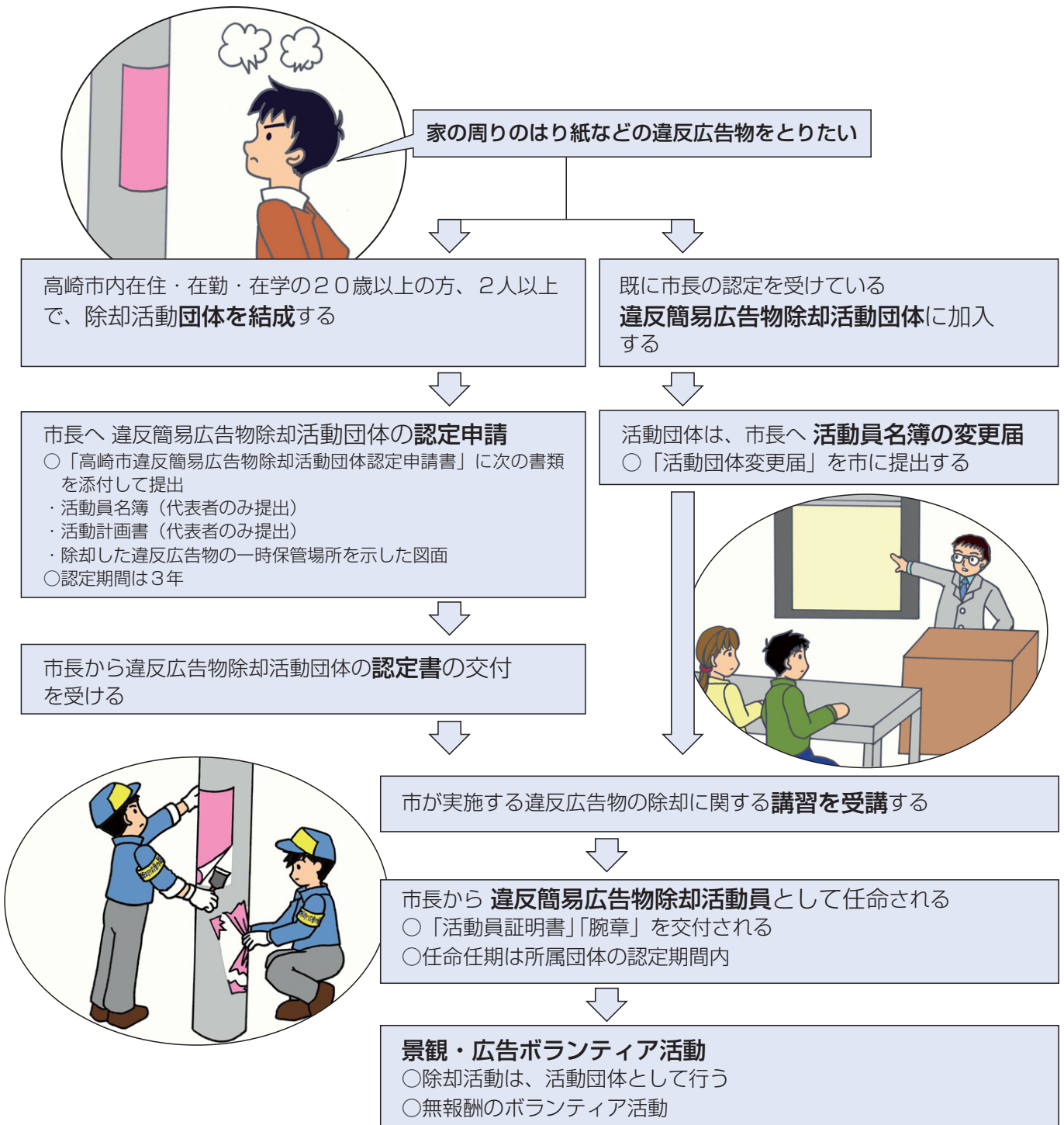
違反簡易広告を除却する 景観・広告ボランティア活動

景観・広告ボランティアとは

違反簡易広告物の自主的な除却活動を通じて、高崎市の景観まちづくりを進めようとする市民、「高崎市違反簡易広告物除却活動員」を通称「**景観・広告ボランティア**」とします。

景観・広告ボランティアとして活動するためには

市長から認定された「高崎市違反簡易広告物除却活動団体」に所属し、市長から除却に関する権限の一部を委任される（「高崎市違反簡易広告物除却活動員」となる）ことが必要です。



2

違反簡易広告物の除却

～除却できる広告物と除却できない広告物～

違反簡易広告物とは

「はり紙」、「はり札」、「広告旗」、「立看板」などを簡易広告物といい、それらが高崎市屋外広告物条例に違反して表示されたものを**違反簡易広告物**といいます。

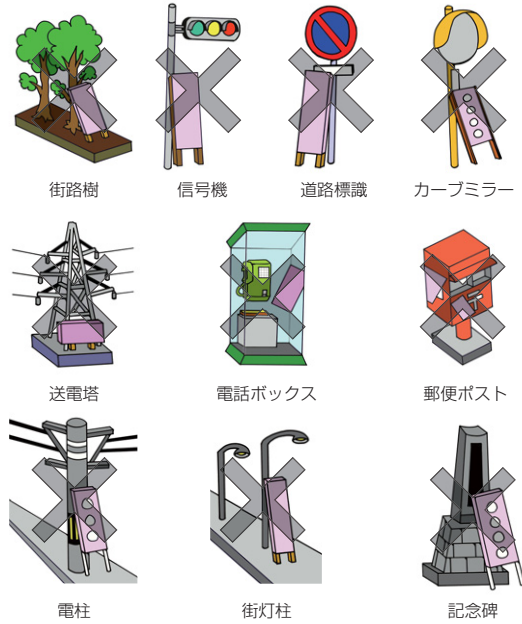
(1) 除却できる広告物

道路上の禁止物件に表示された、次の4種類の違反簡易広告物を屋外広告物法第7条第4項に基づき、「景観・広告ボランティア」のみなさんが除却することができます。

種 類	広告物の例	除却の要件など
はり紙 材質が紙などで直接貼り付けられていたもの		禁止物件に直接貼り付けられているもの
はり札 ダンボール、ベニヤ板、プラスチック板などに、紙などを貼ったもの又は直接印刷されたもの		禁止物件に容易に取り外すことができる状態で表示され、 管理されずに放置 されているもの
広告旗 工作物などに取り付けられている広告の用に供する旗であるもの（これを支える台を含む）いわゆる「のぼり旗」		禁止物件に容易に移動させることができる状態、又は容易に取り外すことができる状態で表示され、 管理されずに放置 されているもの
立看板 木枠などに紙や布張りをしたもの（これを支える台も含む）		禁止物件に容易に移動させることができる状態、又は容易に取り外すことができる状態で表示され、 管理されずに放置 されているもの

禁止物件とは

橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、石垣、擁壁、街路樹、路傍樹、保存樹、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標、消火栓、火災報知機、火の見やぐら、郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木、**電柱**、**街灯柱**、道路の路面



(2) 除却できない広告物

次に掲げる広告物は、違反広告物ではありませんので除却しないでください。

<p>●国又は地方公共団体が公共的目 的をもって表示するもの</p>		<p>工事や交通規制の予告看板など</p>
<p>●公職選挙法による選挙運動のため に使用するポスター、立札など 又はこれらを掲出する物件</p>	 <p>※この証紙は平成22年 参院選のものです</p>	<p>この証紙が貼られているもののほか、選挙 運動で使用するポスター</p>
<p>●禁止物件にその所有者又は管理 者が自己の氏名、名称、店名若 しくは商標又は自己の事業若し しくは営業の内容を表示するため に表示するもの</p>		<p>管理上必要なもの</p>
<p>●禁止物件にその所有者又は管理 者が管理上の必要に基づき表示 するもの</p>		

次に掲げる広告物は除却しないで市にご連絡ください

●管理されている状態の「はり札」、「広旗」、「立看板」など

「屋外広告物法に基づく除却」を行うことはできませんので、市から広告主に自主的に除却するように指導します。

(参考)「管理されずに放置されていることが明らかなき」法第7条第4項第2号



店舗付近の電柱などに掲げられた、店舗を宣伝する目的で設置されたもの

●市の標識や印のある広告物

次の標識や印のある広告物は、市が広告主を把握しているため、市から自主的に除却するように指導します。

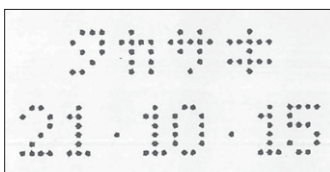
許可・確認済標識

許可・確認済印

打刻印

届出済標識

届出済印



●政治団体及び選挙候補者個人、宗教法人、労働組合など非営利団体などが表示するもの

「国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。」(法第29条、条例第54条)とされているため、市から広告主に指導します。

次に掲げる広告物は原則除却しないでください

●民家の塀及びフェンスなどに表示するもの

土地の所有者又は管理者からの依頼があれば市が対応します。



民家のフェンスに表示されたもの

●危険な場所や危険なものに表示されたもの

事故などの回避のため、除却しないでください。



交通量の多い道路の中央分離帯に表示されたもの

●違反広告物であるか不明なものや禁止物件であるか不明なものに表示されたもの

明らかに除却できる違反簡易広告物であるかわからないものは、除却しないでください。

は り 紙

○除却できるもの



電柱に貼り付け



街路灯に貼り付け

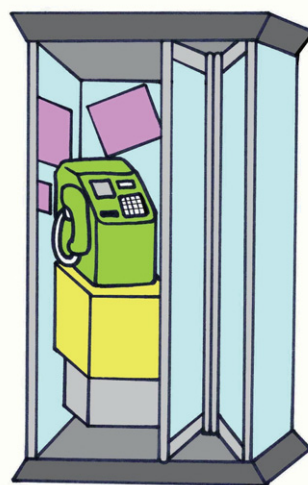


電柱に梱包用のテープで巻き付け
(裏打ちなし)

×除却できないもの



民家の塀などに貼り付けたもの



※電話ボックスは、外側に貼られたものが除却の対象となります。電話ボックス内に貼られたビラなどは屋外広告物ではありませんので、市から委任された権限では除却できません。

は り 札

○除却できるもの



電柱にプラスチック板を
ビニル紐で固定



街路樹にベニヤ板に貼った
はり紙を針金で固定



ガードレールに鉄板を
プラスチックで固定



カーブミラーに針金で固定

×除却できないもの



公共団体が掲示



公共団体が掲示



管理の必要のため



民家の塀などに貼り付け



民家のフェンスなどに貼り付け

広告旗

○除却できるもの



植え込みののぼり旗

×除却できない（しない）もの



店舗前ののぼり旗

立看板

○除却できるもの



電柱や街路柱に立てかけて
針金などで固定してある

×除却できない（しない）もの



公共団体が掲示

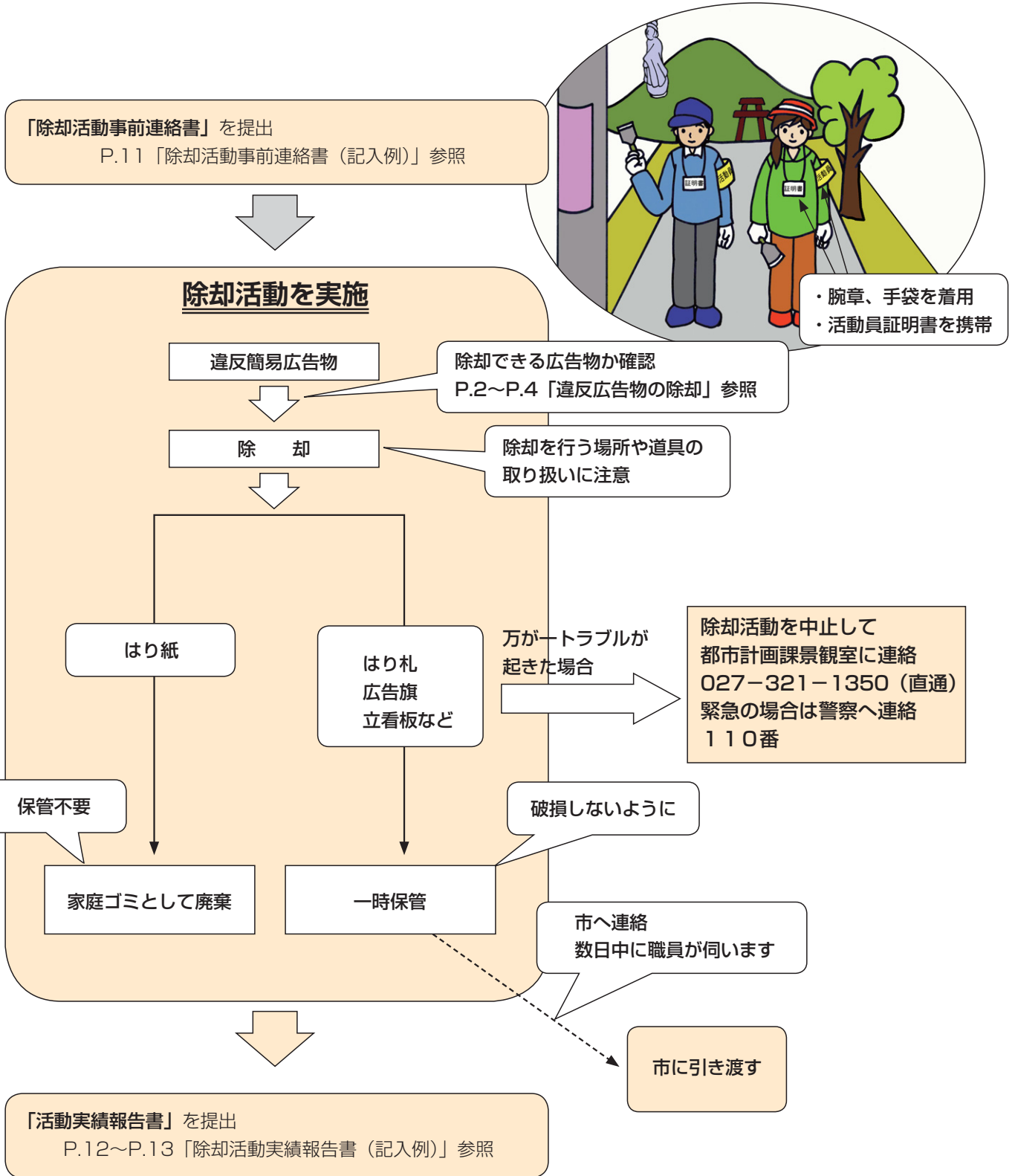


公共団体が掲示

3

景観・広告ボランティア活動の手順

除却活動の流れ



活動前

- 除却活動を行う前日までに、「**除却活動事前連絡書**」を市に提出してください。
…P.11「除却活動事前連絡書（記入例）」参照
- 必要に応じて、除却に使用する道具を市より受け取ってください。

活動実施

- 除却活動は、**本市域内**に限ります。
- 除却活動は、景観・広告ボランティア**2人以上**で行ってください。
- 除却活動には、**活動員証明書**を携帯し、**腕章**を着用してください。
- 悪天候や夜間での除却活動は行わないでください。
- 通行車両などに十分注意し、危険が伴う場所での除却活動は行わないでください。
- 除却活動中に、他人の所有物を壊したり傷つけたりしないように十分注意してください。
- 違反簡易広告物を除却する際は、**除却できる広告物かどうか**をよく確認してください。

■ 表示された広告物が**簡易広告物**であるか…P.2「除却できる広告物」参照

・ はり紙、はり札、広告旗、立看板など

■ 表示された物件が**禁止物件**であるか…P.3「禁止物件とは」参照

・ 電柱、街灯柱、ガードレールなど

■ 表示された広告物が**除却できるもの**か…P.3～P.4「除却できない広告物」参照

・ 除却権限のない広告物を除却するとトラブルの原因になります。除却できる広告物であるかよく確認して除却を行ってください。

- 除却した違反簡易広告物の処理について

はり紙	ごみ袋に入れて家庭ごみとして廃棄してください。
はり札 広告旗 立看板など	除却したら市に連絡してください。数日中に市が回収に伺います。 市に引き継ぐまで破損がないよう一時保管場所に保管してください。

活動後

- 「**活動実績報告書**」を市に提出してください。…P.12～P.13「除却活動実績報告書（記入例）」参照
- 一時保管した違反広告物を市に引き渡してください。

除却に使用する道具

除却活動に使用する道具には次のものがあります。

	道具	使用例
スクレイパー		 <p>電柱や信号柱、街灯柱などにのり付けされたはり紙の除却に使用します。</p>
ニッパー		 <p>電柱やガードレールなどに表示されたはり札、立看板などを固定している針金などの切断に使用します。</p>
カッター		 <p>電柱などにはり紙やはり札などをビニルテープで巻き付けたものやビニル紐で縛り付けたものを切るときに使用します。</p>

※ 除却に使用する道具は、いずれも刃先が鋭いため取り扱いには十分注意してください。

トラブルの回避について

除却活動中における、違反簡易広告物を表示した者からの質問やクレームに対しては、「**除却活動員証明書**」を提示し、

『この広告物は高崎市屋外広告物条例に違反した広告物であるため、高崎市長から委任された違反簡易広告物の除却権限に基づいて除却を行っています。』

と説明してください。

トラブルになったり、トラブルになりそうになったときは、除却活動を中止し、市に連絡してください。また、緊急の場合は警察に連絡してください。

高崎市	警察署 110番 (緊急の場合)
都市整備部 都市計画課 景観室 TEL 027-321-1350 (直通)	高崎警察署 生活安全課 TEL 027-328-0110 (代表)

※ 景観・広告ボランティア活動を行う前に使用する書式です。

数回分にわたり除却活動の予定日時などが事前に決まっている場合、また、同一団体が数か所に分かれて除却活動を行う場合は、まとめて記入していただいてもかまいません。

除却活動事前連絡書 記入例

除却活動事前連絡書

(あて先)高崎市長

平成〇〇年△△月□□日

団 体 名 **景観広告会**

除却活動責任者 **景観 太郎**

電 話 番 号 **027-321-0000**

違反広告物の除却活動を行うので、高崎市違反簡易広告物除却活動団体設置要綱第9条第2項の規定に基づき連絡します。

除却活動日時	除却活動場所	参加予定者数	備考
平成23年 4月 1日 12時から15時まで	高松町、柳川町	5 人	
年 月 日 時から 時まで		人	
年 月 日 時から 時まで		人	
年 月 日 時から 時まで		人	

提出年月日を記入

所属団体名、今回の除却活動を行うにあたっての責任者の氏名・電話番号を記入

活動日・時間、活動場所、参加人数などを記入

※ 景観・広告ボランティア活動を実施した後に使用する書式です。
 除却活動実績報告書は、除却活動後、速やかに提出してください。

除却活動実績報告書 記入例

除却活動実績報告書		
平成〇〇年△△月□□日		
(あて先) 高崎市長		
団体名	景観広告会	
除却活動責任者	景観 太郎	
電話番号	027-□□□-〇〇〇〇	
違反広告物の除却活動を行ったので、高崎市違反簡易広告物除却活動団体設置要綱第9条第3項の規定に基づき報告します。		
1 活動日	平成23年 4月 1日	
2 活動参加者数	5人	
3 主な活動地域	高松町、柳川町	
4 除却枚数	はり紙	29 枚
	はり札	6 枚
	広告旗	1 枚
	立看板	0 枚

提出年月日を記入

所属団体名、今回の除却活動を行うにあたっての責任者の氏名・電話番号を記入

活動日、参加人数、活動した地域、除却した枚数を記入

除却した場所の町名と地番や目印になるものなどを記入

広告物の種類別に枚数を記入

該当する掲出主に○をつける

(続紙)

除却した場所		広告物の種類		広告主の名称 又は 表示内容
町名	(地番・建物名等)	種類(枚数)	掲出主	
高松町	35-1 電柱	・はり紙 (5)・はり札 () ・広告旗 ()・立看板 ()	・金融 ・不動産 ・ 風俗 ・その他	090-0000- XXXX
"	市役所正面入り口前街路樹	・はり紙 ()・はり札 () ・広告旗 ()・立看板 (3)	・ 金融 ・不動産 ・風俗 ・その他	○×ローン
柳川町	交差点付近電柱	・はり紙 ()・はり札 (1) ・広告旗 ()・立看板 ()	・金融 ・ 不動産 ・風俗 ・その他	△□不動産
"	歩道橋	・はり紙 (8)・はり札 () ・広告旗 ()・立看板 ()	・ 金融 ・不動産 ・風俗 ・その他	090-△△△△- □□□□
		・はり紙 ()・はり札 () ・広告旗 ()・立看板 ()	・金融 ・不動産 ・風俗 ・その他	
		・はり紙 ()・はり札 () ・広告旗 ()・立看板 ()	・金融 ・不動産 ・風俗 ・その他	

表示内容などを記入



高崎市違反簡易広告物除却活動マニュアル

高崎市 都市整備部 都市計画課 景観室

〒 370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1
TEL 027-321-1350 (直通) FAX 027-323-5296